

○印旛郡市広域市町村圏事務組合規則の規定の準用に関する規則

昭和47年10月1日

規則第4号

改正 平成4年3月2日 規則第1号 平成4年3月30日 規則第2号
平成7年7月21日 規則第1号 平成14年3月22日 規則第3号
令和6年3月29日 規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の管理、運営及び執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則の準用)

第2条 組合の管理、運営及び執行等に関する規則は、組合の条例、規則により特別の定めがあるものを除くほか、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第6号）の規定を準用する。この場合において、佐倉市財務規則別表第7の規定については、次の表のとおり読み替えるものとする。

所属	出納員	出納員に委任する事務	分任出納員	分任出納員に委任する事務
管理課	課長	現金、物品の出納及び保管に関すること		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。

附 則（平成4年3月2日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成4年1月1日から適用する。

附 則（平成4年3月30日規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月21日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合規則の規定の準用に関する規則の規定は、平成7年7月1日から適用する。

附 則（平成14年3月22日規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。